

和歌山県都市計画審議会運営規程

(運営の範囲)

第1条 和歌山県都市計画審議会（以下「審議会」という。）及び常務委員会の運営については、和歌山県都市計画審議会条例（昭和44年和歌山県条例第8号 以下「審議会条例」という。）に定めるほかこの規程の定めるところによる。

(委員の代理)

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）中関係行政機関の職員に事故ある場合は同じ行政庁の職員を本会に出席させその職務を代理させることができる。この場合あらかじめ会長の承認を求めなければならない。

2 委員のうち、市町村の長を代表する者および市町村の議会の議長を代表する者に事故ある場合は、市町会、町村長会、市議長会および町村議長会の中からそれぞれ本会に出席させ、その職務を代理させることができる。この場合、あらかじめ会長の承認を求めなければならない。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）の日時および場所は会長が定める。

2 会議を招集しようとするときは、会長は、会議の五日前までに各委員に招集および会議の事項を通知しなければならない。ただし、会長が緊急の必要があると認めたときはこの限りではない。

3 1号委員の改選後最初に開催される会議における前2項の適用については、これらの規定中「会長」とあるのは、「知事」と読み替える。

4 会長は会議の議長となる。

(会議の公開)

第4条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 会議において、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）第7条各号に定める非開示事由に該当すると認められる情報を含む案件を審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると認められる場合

2 その他会議の公開に必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

(質問)

第5条 委員は議事について自由に質問し、および意見をのべることができる。

2 委員は発言しようとするときは議長の許可を受けなければならない。

(採決)

第6条 採決は起立または挙手による。ただし重要な事項および議長が必要と認めた事項については、投票により決する。投票は無記名とする。

(会議録)

第7条 会長は会議録を作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 審議会の日時および場所

2. 出席委員の氏名

3. 議事事項

4. 議事の結果

5. その他重要な事項

2 会議録は公開するものとする。ただし、発言した委員の氏名及び会長が公開しないと認めた部分についてはこの限りではない。

3 会議録は、議長および議長の指名する出席委員2名が署名しなければならない。

4 会議録は県土整備部都市住宅局都市政策課に保管する。

(常務委員会)

第8条 審議会条例第6条第1項の規定により、常務委員会で処理する事項は、次に掲げるものでかつ会長が緊急と要すると認めるものとする。

一 都市計画法第21条第二項の政令で定める軽易な変更。

二 都市計画法以外の法令により審議会では処理すると定められた事項。

三 その他前各号に準ずる軽易な事項で会長が認めるもの。

- 2 会長は常務委員会で処理した事項を次の審議会に報告しなければならない。
- 3 第2条から第7条までの規定は、常務委員会に準用する。

(幹事および書記)

第9条 審議会に幹事および書記若干名を置く。

- 2 幹事および書記は会長が命ずる。

幹事は、会長の命を受け会務を処理し、書記は幹事の命を受け庶務に従事する。

(規程の改廃)

第10条 この規程は、出席委員の過半数の同意がなければ改廃することができない。

附 則

この規程は、昭和44年11月26日から施行する。

平成5年11月5日、平成9年11月14日、平成15年4月1日、平成28年4月1日、
一部改正。